

岩手県告示第58号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 平庭高原自然交流館
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
  - (1) 住所 久慈市山形町来内第20地割13番地の1
  - (2) 名称 平庭観光開発株式会社
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで